

平成29年度

第3回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月6日(木) 午後4時00分から午後4時50分

2. 開催場所 仮本庁舎第2委員会室

3. 出席委員 20人

会長 20番 三橋 弘

委員 1番 大滝 與 鷹

2番 原木 一 正

3番 石橋 弘 嗣

4番 石井 利 和

5番 栗山 久 司

6番 細川 佐 一

7番 梶尾 彌 一

8番 武 藤 晃

9番 富田 尚 武

10番 宇田川 純 一

11番 竹内 清 海

12番 矢口 俊 治

13番 岡本 好 夫

14番 加藤 武 央

15番 小川 治 夫

16番 三橋 二 三 男

17番 佐藤 ゆきのり

18番 那須 嘉 郎

19番 石井 克 己

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

- 第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について
報告第2号 地目変更登記に係る回答について
報告第3号 農地の現況に関する回答について
報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤進一
次 長 谷地正道
主 幹 鈴木忠弘
副主幹 福田 哲
副主幹 山崎武敏

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、これより平成29年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会が、第22期の農業委員による最後の定例総会となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員20名中、20名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、3番の石橋委員、4番の石井利和委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号まででございます。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、7件でございます。</p> <p>なお、1番の案件につきましては、那須委員が利害関係人となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条」議事参与の制限に該当しますので、那須委員には恐れ入りますが、ご退席をお願いします。</p> <p>那須委員退席</p>
議 長	<p>それでは、事務局から1番について、議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請分7件の内、1番についてご説明いたします。</p> <p>議案の1ページ及び3ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成29年6月21日でございます。</p> <p>申請地は、高谷の田で、面積は1,034平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第5班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>13番</p>	<p>現地調査は、平成29年6月30日に農地調査班第5班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、県立市川南高等学校の北側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して転圧後に砕石敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>隣接地との境界には、土留め鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するものでございます。</p> <p>駐車台数につきましては、中型トラック12台を予定しているとのことでございます。</p> <p>なお、北側道路からの出入り口については、従業員乗換用の普通車のみとし、中型トラックの出入口は南側道路から、隣接する既存施設を通り進入することとし、既存施設土地所有者から車両通行の承諾書が提出されております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>

議 長	<p>第5班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住し、農業を営んでおります。</p> <p>今回、5月から申請地東側の既存施設において、土地を賃借し、中型車両13台分の駐車場を設置している一般貨物自動車運送事業等を営む法人から、設置当初より不足している12台分の駐車場の増設を必要としている旨の要望を受け、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成29年8月15日に着工し、完了は、平成29年8月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われれます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
1 6 番	<p>地目が「田」となっていますが、埋め立てはしないのですか。</p>
1 3 番	<p>登記の地目は「田」ですが、既に埋め立てられています。</p>

1 6 番	わかりました。
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」1番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 それでは、事務局にお願いしますが、議案の審議が終了しましたので、那須委員を呼んでください。
	那須委員着席
議 長	それでは、引き続き審議をいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2番から7番について、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請分7件の内、2番から7番についてご説明いたします。 議案の1ページと2ページ及び4ページと5ページをご覧ください。 2番の申請受付日は、平成29年6月23日でございます。 申請地は、柏井町の田で、面積は671平方メートルのうち、347.62平方メートル、外1筆、合計面積は1,101平方メートルのうち395.90

<p>議 長</p> <p>1 3 番</p>	<p>平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>3番から7番は関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年6月22日でございます。</p> <p>申請地は、いずれも高谷で、3番の面積は、1,044平方メートル、4番の面積は、535平方メートル、5番の面積は、669平方メートル、6番の面積は、3,558平方メートル、7番の面積は、981平方メートルです。</p> <p>以上、田が15筆、畑が3筆、合計18筆、合計面積は、6,787平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第5班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年6月30日に農地調査班第5班の委員で行いました。</p> <p>2番の申請地は、柏井公民館の西側、おおむね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して転圧後に砕石敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>隣接地との境界には、既設及び新設のコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するものでございます。</p> <p>駐車台数につきましては、普通車16台を予定しているとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>3番から7番は関連しておりますので一括してご説明いたします。</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>申請地は、県立市川南高等学校の北側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して転圧後に砕石敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>隣接地との境界には、単管及び安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するものでございます。</p> <p>なお、車両の出入口は南側道路からとし、北側道路は、従業員出入り口とし、車両の通行は行わないとのことでございます。</p> <p>駐車台数につきましては、大型トラック50台及び従業員用普通車25台を予定しているとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第5班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>2番の申請人は、市内に居住し、農業を営んでおります。</p> <p>今回、申請人が申請地東側に駐車場を貸している社会福祉法人が、従業員用駐車場が手狭となり、増設を必要としていることから要望を受け、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p>	<p>転用による周辺農地への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1ヶ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われれます。</p> <p>3番から7番は関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>3番と6番及び7番の申請人は、不動産賃貸業を営む方、4番の方は無職、5番の方は会社員の方です。</p> <p>今回、一般貨物自動車運送事業等を営む法人から、当該地は幹線道路に近く、利便性のよい土地であることから、事業の拡大に伴い、駐車場として貸して欲しいとの要望を受け、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われれます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」2番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、3番から7番について、関連しておりますので一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の6ページ及び7ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年6月21日でございます。</p> <p>申請地は曾谷の田で、面積は525平方メートル、外4筆、合計面積は、1,835平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、建売分譲住宅を建築するため、所有権の移転を受けるものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

<p>議 長</p> <p>1・3 番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第5班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年6月30日に農地調査班第5班の委員で行いました。申請地は、稲越小学校の南側、おおむね300メートルに位置し、現況は、休耕地です。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地北側に隣接する地盤が低いことから、土砂等による埋立を行なうとのことです。</p> <p>隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置して被害を防除するものです。</p> <p>雨水については宅地内で一時貯留し、流量を調整して、南側水路に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に同じく南側水路に放流するものです。</p> <p>譲渡人は、要望により売却するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>第5班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、西東京市に本店を置き、宅地建物取引業の免許を取得し、建築請負業を主な業務とする法人です。</p> <p>申請地は、既存住宅も多く宅地化が進んでおり、小中学校及び高等学校等の教育施設に近接し、建売分譲住宅として適した住居が提供できると考え、申請に至ったものでございます。</p>

	<p>今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書及び特定事業許可が受理されております。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、それぞれ農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成29年9月1日に着工し、完了は、平成30年3月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>議案の8ページ及び9ページをお願いいたします。</p> <p>平成29年6月19日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>4番</p>	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年6月29日に農政調査班第2班で行いました。</p> <p>対象となった農地は、3筆、合計面積は1,111.3平方メートルで、畑として、主として申出人が農業に従事していました。</p> <p>しかし、故障のため、今後農業に従事することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>現地調査において、申出人は、故障前は年間360日、農業に従事していたことを確認いたしました。</p> <p>このことから、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p>

各 委 員	ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	なし 「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。 続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 議案の10ページから16ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、平成29年6月23日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、曾谷の農地合計14筆、合計面積は、8,777平方メートル、地目は「畑」及び「田」で、現況は「樹園地」となっております。 なお、特例農地の相続開始は、平成29年2月22日でございます。 説明は以上でございます。
議 長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

4 番	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年6月29日に、農政調査班第2班で行いました。</p> <p>今回、申請のあった農地は、被相続人と妻、並びに願出人夫妻の4名で農業に従事していました。</p> <p>願出人は、梨の栽培を行っている農家の方で、今後も農地として利用していきたいと考えていることから、適切に肥培管理されていました。</p> <p>現地調査での聞き取り等の結果、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が4件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が6月分26件ございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」 ご説明いたします。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成29年6月5日から同年6月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は14件、25筆、5,213.19平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、12件、16筆、1,684.10平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、26件、41筆、転用面積は、6,897.29平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、18ページから23ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、4件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、4件ご報告いたします。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>1件目は、平成29年5月25日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、鬼高の1筆、面積は16平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和40年12月15日に農地法第5条に</p>

に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年6月6日に農地調査班第4班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、許可内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「公衆用道路」と回答したものでございます。

次に、2件目でございます。

25ページをお願いいたします。

本件は、平成29年5月31日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、宮久保の2筆、合計面積は4.65平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、平成29年2月9日に農地法第5条に基づき、「専用住宅」として転用届出を受付けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年6月6日に農地調査班第4班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「公衆用道路」と回答したものでございます。

次に、3件目でございます。

26ページをお願いいたします。

本件は、平成29年6月6日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、大野町の1筆、面積は1307平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、一部の土地について、昭和58年1月22日に農地法第4条に基づき、「農業用作業場用地」として転用許可を受けておりま

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年6月16日に農地調査班第5班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、一部の土地について、許可内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、他は、「違反転用」、現況については「作業場」と回答したものでございます。</p> <p>次に、4件目でございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成29年6月8日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、市川南の2筆、合計面積は7.91平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成28年9月23日に農地法第5条に基づき、「専用住宅」として転用届出を受付けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年6月16日に農地調査班第5班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「公衆用道路」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「農地の現況に関する回答について」、1件でございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第3号「農地の現況に関する回答について」ご報告いたします。</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>28ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成29年6月8日付けで、市川税務署長から滞納処分のため、必要があることから照会がなされたものでございます。</p> <p>土地の所在は大町の3筆で、地目「畑」、合計面積は1,388平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成4年10月20日に農地法第4条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年6月16日に農地調査班第5班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>29ページから32ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成29年5月30日から同年6月21日に申請のあった4件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p>

	これで、平成29年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。 ご協力、ありがとうございました。
--	---------------------------------------------------------